## 長岡市中之島新ごみ処理施設(仮称)整備事業 実施方針(変更)の公表について

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI 法」という。)第5条第3項の規定に基づき、平成29年12月26 日に長岡市中之島新ごみ処理施設(仮称)整備事業(以下「本事業」という。)の実施に関する方針(以下「実施方針」という。)を公表しましたが、施設規模等を変更したため、同法第5条第4項に則り、実施方針の変更として公表します。

平成30年3月5日

長岡市長 磯田 達伸

## 実施方針の変更箇所に関する新旧対照表

頁	大項	中項	小項		新	旧
	目	目	目			
				用語の定義 委員会	長岡市PFI事業等 事業者選定委員会中 之島新ごみ処理施設 (仮称)整備事業部 会をいう。	長岡市PFI事業等 事業者選定委員会を いう。
15	第 4	2	(2)	不燃・粗大 ごみ処理施設	処理能力 21t/5h(1 基)	処理能力 23t/5h(1 基)